各位

会 社 名 シャープ 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 髙 橋 興 三 (コード番号 6 7 5 3) 問合せ先 広報部長 武 浪 裕 TEL 大阪 (06)6621-1272 東京 (03)5446-8207

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、大阪地方裁判所において、調整金等請求訴訟を提起されておりましたが、今般、和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

原告である株式会社エスケーエレクトロニクスは、当社との間で、大型液晶パネル製造用フォトマスクの取引に関し、実際の購入枚数が購入予定枚数を下回った場合に調整金を支払うという合意をしたにもかかわらず、調整金が支払われていない等として、平成25年12月3日付で、当社に対し、調整金等(請求額61億6,929万2,062円及び遅延損害金)の支払を求めて訴訟を提起しておりましたが、平成28年2月29日に、当社及び株式会社エスケーエレクトロニクスとの間で、和解が成立しました。

2. 和解の相手方の概要

(1)	名		称	株式会社エスケーエレクトロニクス
(2)	所	在	地	京都市上京区東堀川通り一条上ル竪富田町 436 番地の 2
(3)	代表者の役職・氏名			代表取締役 石田 昌德

3. 和解の内容

当社が株式会社エスケーエレクトロニクスに対し、解決金として、総額8億円を支払い、株式会社エスケーエレクトロニクスが当社に対するその余の請求を放棄することを内容としております。

4. 今後の見通し

平成 28 年 3 月期第 4 四半期の連結決算及び個別決算において、同額をそれぞれ特別損失として計上いたします。

なお、平成28年3月期連結業績予想については、現在推進あるいは検討中の構造改革が具現化し、合理的な 算定が可能となった時点で公表する予定です。

以上